

「平成 29 年度放射線安全管理講習会」テキストについて

《テキスト修正箇所等》

【第 1 章 スライド P. 43 指摘事項下から 2 番目】

(正) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名の記載がない。

【法第 25 条第 1 項第 1 号、規則第 24 条第 1 項第 1 号へ】

【第 1 章 スライド P. 45、P. 48】 「越えない」 → 「超えない」

【第 1 章 スライド P. 60】 汚染状況の測定欄の「密封 RI」 → 「非密封 RI」

【第 1 章 スライド P. 32】 【第 2 章 スライド P. 12】

特定許可使用者に求めている法令報告に該当しない報告（施設の所在地で震度 5 弱以上の地震が発生した場合の連絡、法令報告に該当しない場所における火災の連絡）

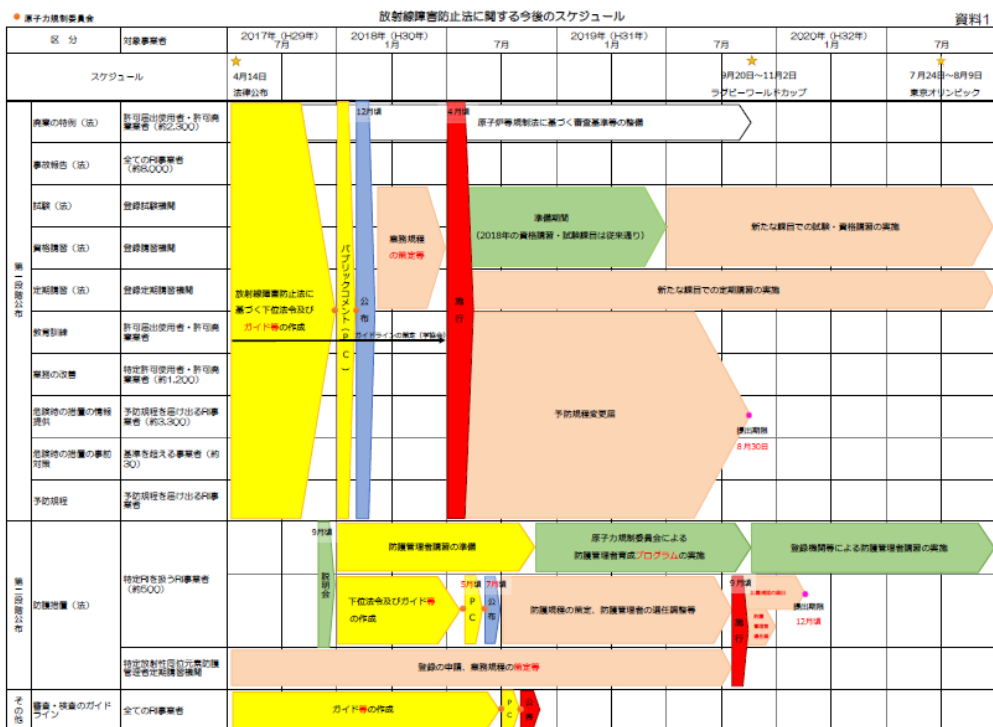
→ 廃止及び新たな枠組みの構築を予定

【第 2 章 スライド P. 9】

本テキスト掲載の法令改正のスケジュールは、その後、第 10 回検討会にて、資料 1 として新たなスケジュールが掲載されています。下記をご参照下さい。

「第 10 回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」H29. 10. 20

<http://www.nsr.go.jp/data/000207046.pdf>



【第 2 章 スライド P. 39、P. 44、P. 60、P. 63、P. 68】

上記スケジュールの見直しに伴う修正

予防規程変更届の提出期限を「H31. 9. 1」 → 「H31. 8. 30」に修正

以上